

令和4年8月31日

三重県知事 一見 勝之 様

津市河芸町東千里175番地2

医療法人 大杉歯科

理事長 大杉 和司

大杉歯科医院

決 算 届

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。



[別 紙]
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 7 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 大杉歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県津市河芸町東千里 1 7 5 番地 2
- (3) 設立認可年月日 平成 5 年 1 1 月 2 2 日
- (4) 設立登記年月日 平成 5 年 1 1 月 2 5 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数	
診療所	大杉歯科医院	三重県津市河芸町東千里 1 7 5 番地 2	一般病床	0 床
			療養病床	0 床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 8 月 2 4 日 令和 2 年度決算の決定

令和 4 年 6 月 3 0 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和 4 年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名 医療法人 大杉歯科医院
所在地 津市河芸町東千里 1 7 5 番地 2

※医療法人整理番号 0165

財 産 目 録 (令和 4 年 6 月 3 0 日現在)				
1. 資 産 額	384,498	千円		
2. 負 債 額	310,433	千円		
3. 純 資 産 額	74,065	千円		

(内 訳)		(単位：千円)
区 分	金 額	
A 流 動 資 産	94,025	
B 固 定 資 産	290,473	
C 資 産 合 計 (A + B)	384,498	
D 負 債 合 計	310,433	
E 純 資 産 (C - D)	74,065	

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 大杉歯科医院
所在地 津市河芸町東千里175番地2

※医療法人整理番号 0165

貸 借 対 照 表
(令和 4年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	94,025	I 流 動 負 債	24,553
II 固 定 資 産	290,473	II 固 定 負 債	285,879
1 有 形 固 定 資 産	261,205	負 債 合 計	310,433
2 無 形 固 定 資 産	4,762	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	24,505	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	64,065
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	74,065
資 産 合 計	384,498	負債・純資産合計	384,498

法人名 医療法人 大杉歯科医院
所在地 津市河芸町東千里175番地2

※医療法人整理番号 0165

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	139,502
2 事業費用	149,893
本来業務事業利益	-10,391
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	-10,391
II 事業外収益	4,425
III 事業外費用	602
経常利益	-6,568
IV 特別利益	
V 特別損失	6,193
税引前当期純利益	-12,761
法人税等	72
当期純利益	-12,833

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大杉歯科医院

理事長 大杉和司 殿

私は、医療法人大杉歯科医院の令和3会計年度（令和3年 7月 1日から令和4年 6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 8月26日

医療法人 大杉歯科医院

監事 内田幸穂